

さぬき空港公園ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、さぬき空港公園ホームページ(以下「公園ホームページ」という。)への広告の掲載について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 公園ホームページへの広告の掲載は、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)に広告掲載枠を貸出しすることにより、公園の新たな自主事業財源とし、より良い来園者サービスの向上を図ることを目的とする。ただし、さぬき空港公園指定管理者香川県森林組合連合会代表理事会長(以下「会長」という。)が広告掲載を適当でないと認めたものは広告掲載の対象から除くものとする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸出を実施する公園ホームページのアドレス
(URL <http://www.sanuki-airport-park.com/>)
- (2) 広告とは、画像又は文字で表示される情報で、広告主の指定するホームページ上にリンクする機能を有するバナー広告をいう。
- (3) 広告の内容(以下「広告内容」という。)とは、バナーに表示する内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容をいう。

(広告の掲載実施等)

第4条 広告を掲載する期間、料金、規格及びその他必要な事項については、次の各号に定めるとおりとするほか、掲載する位置については、公園ホームページのトップページで、さぬき空港公園が指定する位置とする。

- (1) 掲載期間については、1ヶ月単位で最長6ヶ月までとし、延長することができる。
- (2) 掲載料金

広告掲載期間	広告掲載料(税抜) (1枠あたり)
1ヶ月	3,000円
3ヶ月	7,500円
6ヶ月	15,000円

- (3) バナーのサイズ及び画像形式等

①大 き さ	縦50ピクセル×横146ピクセル
②形 式	GIF(アニメーション不可)・JPEG 形式
③データ容量	5KB以下

(広告の掲載基準)

第5条 掲載できる広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、さぬき空港公園の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は表示することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当するもの
 - (2) 消費者金融に関するもの
 - (3) たばこに関するもの
 - (4) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
 - (5) 県の指名停止措置を受けている者
 - (6) その他県資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- 2 次のいずれかに該当する内容の広告は、表示することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
- (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
 - (2) 他の者を誹謗し、中傷もしくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (7) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を迷わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - (9) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
 - (10) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であるとみとめられるもの
ア 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの
イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - (11) 消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく有利であるかのように消費者を誤認させる表示(以下「不当表示」という。)(合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。)
イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示
ウ 射幸心をあおる表示
 - (12) その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの
- 3 2に定める基準の適用については、広告ごとに具体の判断をするものとし、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を表示することができると認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由がなく、修正、削除等に応じないときは、当該広告の全部について表示することができないものとする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告募集は、公園ホームページにより広告掲載希望者を公募するものとする。

(広告の申込み等)

第7条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書により広告の掲載を、会長に申し込む

ものとする。

(広告の選定)

第8条 会長は、第7条に基づき広告掲載の申込みがあった場合は、第2条及び第5条の規定により審査を行うとともに、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規程に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成および提出)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた広告主は第5条により作成した広告原稿を、原則として掲載開始日から起算して1か月前までに、会長に提出するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、広告掲載後、会長が指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし会長が特別の理由があるとみときは、この限りではない。

(広告内容の修正)

第11条 会長は第5条第3項に基づき広告主に広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規程に反すると認めるとき
- (2) 第11条の規程により広告内容の修正が行われなるとき
- (3) 指定する期日までに原稿を提出しなかつたとき

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、会長に申し出なければならない。

(広告の変更)

第14条 広告主は、公園ホームページに掲載する広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規程により広告を変更しようとする場合は、第9条の規程に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。
- 3 前項の規程により提出される広告原稿の修正は、第12条の規程に準じるものとする。

(リンク先の変更)

第15条 広告主は、公園ホームページに掲載する広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して15日前までに、会長に届け出るものとする。

- 2 会長は、前項の届け出があった場合は、直ちに第5条の規程により審査を行うとともに、リンク先変更の可否について決定するものとする。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告内容等が虚偽であることが判明した場合で広告の表示を中止するときは、これに伴う経費は広告主が負う。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

(別紙)

さぬき空港公園広告掲載申込書

平成 年 月 日

さぬき空港公園指定管理者
香川県森林組合連合会 代表理事会長 殿

さぬき空港公園にホームページへのバナー広告を以下のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者	所在地		
	名称 代表者 職・氏名	印	
	担当者 職・氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
e-mail			
業種			
掲載希望期間	(掲載期間は1ヶ月単位で最長6ヶ月まで) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (計 ヶ月)		
広告の内容 (広告タイトル、バナー広告上で使用するフレーズや写真など) 原稿 (縦50ピクセル×横146ピクセル、5キロバイト以内、GIF又はJPEG形式) をCD等に記録して別途添付してください。			
リンクするホームページのURL http://			
遵守事項	さぬき空港公園ホームページ広告掲載要領を遵守すること。		
備考	添付書類：申請団体の事業概要書		
受付年月日	※さぬき空港公園使用欄		

その他注意事項

※広告内容の審査の結果、掲載できない場合があります。

※既に予約がはいつている場合は、期間を変更していただく場合があります。

【お問い合わせ先】〒761-1402 香川県高松市香南町由佐 2953-1 さぬき空港公園管理事務所
TEL 087-879-8510 FAX 087-879-7439